

宮城学院女子大学動物実験指針

動物を用いた教育および実験的研究は、倫理的観点から動物の生命を尊重し、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう措置して、目的を達成することが必要とされている。動物への配慮は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）」および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」に明示されているが、これらの趣旨に基づき、宮城学院女子大学における動物実験に関する指針を次のように定める。

第1 目的

この指針（以下「本指針」という）は、宮城学院女子大学（以下「本学」という）における動物実験の計画および実施に際し、遵守すべき必要な事項を示すことにより、科学的にはもとより、倫理的観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

第2 適用範囲

本指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用される。

第3 定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「動物実験」とは、教育および研究のために動物に何らかの拘束、処置を加えることをいう。
- (2)「実験動物」とは、実験の用に供する哺乳類、爬虫類および鳥類に属する動物をいう。
- (3)「施設」とは、実験動物の飼育、保管又は動物実験を行う本学の施設をいう。
- (4)「実験担当者」とは、本学の専任教員で、動物実験を行い、実験動物の飼育または保管に当たり、その施設を管理する者をいう。

第4 動物実験委員会

1 本指針の適正な運用を点検するため、宮城学院女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第5 施設および設備

- 1 動物実験および実験動物の飼育は、設備等を整備した専用区域内において行うものとする。専用区域においては、実験動物の逃走防止の設備が設置されていなければならない。
- 2 実験担当者は、動物実験を適正に実施するために必要な施設および飼育設備を整備するよう努めなければならない。

第6 実験計画の立案

- 1 実験担当者は、実験計画の立案に際して、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択、実験方法の検討を行うとともに、必要に応じて実験動物に関する専門家の意見を求める等により、動物実験に供される動物の数を少なくしたうえで有効適切な動物実験が行えるよう努めなければならない。なお、検討に際しては、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用する方法について考慮するものとする。
- 2 動物実験を行うにあたっては、実験動物への苦痛を最小限に留めるために、麻酔、鎮痛剤の使用を考慮し、実験技術、精度の向上によって動物が受ける苦痛の軽減に努めなければならない。

第7 実験計画の承認

実験担当者は、動物実験を実施するときは、動物実験計画書（別紙様式1）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた実験計画を変更しようとする場合も同様とする。年度内に終了しない場合は、動物実験計画書を用いて継続審査手続きを行わなければならない。

第8 実験動物の検収と検疫

実験者は、実験動物を施設に導入するに当たり、匹数、性別、年齢、体重等の発注条件並びに異常および死亡の有無を確認するとともに実験動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録する。実験担当者は、導入された実験動物の発注条件、異常および死亡の有無等を確認し、実験動物の状態等の記録を行うとともに、必要と認められた場合には、実験動物の検疫を実施しなければならない。

第9 実験動物の飼育管理

- 1 実験担当者は、適切な飼育環境を維持するよう施設、設備の維持および管理に努めなければ

ならない。

2 実験担当者は、施設への導入時から不要時に至る全期間に渡って、実験動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

3 個々の実験動物が容易に摂餌、摂水が行えるように、適切な給餌、給水および排泄物処理等の飼育管理を行わなければならない。

4 実験動物の代謝、安全を考慮したケージを用い、実験動物が正常な体温を維持できるように努め、実験動物を清潔な状態に保たなければならない。

第 10 実験操作

1 実験担当者は、動物実験に際して、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な操作によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

2 実験の目的による給餌、給水の制限を課す場合には、科学的根拠が必要で、最低必要量の飼料および飲水が摂取されるよう計画しなければならない。

第 11 教育訓練

実験担当者は、本学での動物実験による教育および研究が円滑かつ安全に行われるために、以下の内容について利用者（学生）に対する教育訓練を行う。

（1）動物愛護の精神について。動物実験を行うにあたっては、代替法の考慮、必要最低限の動物数の使用、動物の苦痛軽減を検討しなければならないこと。

（2）実験動物の適切な飼育環境を準備し、適切に飼育すること。

（3）本指針に従って動物実験計画書を作成しなければならないこと。

第 12 実験終了の報告

実験担当者は、動物実験を終了したときは、速やかに動物実験終了報告書（別紙様式 2）を学長に提出し、報告しなければならない。

第 13 実験終了後の処置

実験担当者は、動物実験を終了し、又は中断した実験動物に対して、「動物の処分方法に関する指針（平成 7 年 7 月 4 日 総理府告示第 40 号）」にしたがって、致死量以上の麻酔薬の投与その他適切な方法によって、速やかに苦痛から解放しなければならない。また、実験動物の死体等による環境汚染を防ぎ、公衆衛生上の配慮に努めなければならない。

第 14 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

- 1 実験担当者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験を行う場合には、安全を確保するとともに、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。
- 2 実験担当者は、危険物質および病原体等を扱う動物実験を実施するときは、それぞれの関係法令等に従わなければならない。

第 15 本指針の見直し

本指針は、関連する研究領域の進展や社会状況の変化、関連法令の改正等に対応するため、必要に応じて見直しを検討する。

第 16 その他

哺乳類、爬虫類および鳥類以外の動物を実験等に用いる場合においても、この指針を尊重する。

附 記

この指針は、2011 年 10 月 1 日から施行する。